

News Release

Yamanashi Chuo Bank



2025年11月18日
株式会社 山梨中央銀行

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）は、政府の方針に基づく「手形・小切手機能の全面的な電子化」（以下「電子化」といいます）に向けて、下記のとおり対応します。

現在、政府の方針に基づき、金融界では「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としています。

電子化により、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減、紛失・盗難リスクの回避など、支払側・受取側双方にメリットがあります。

当行では、手形・小切手に代わる決済方法として、電子記録債権（山梨中銀でんさいサービス）およびインターネットバンキング（山梨中銀 Biz ダイレクト）、法人向けクレジットカードをご用意していますので、電子的決済手段への移行をご検討ください。

記

対応	留意事項	実施（予定）日
当座預金の新規口座開設の終了	すでにお持ちの当座預金口座は、引き続きご利用いただけます。	2024年7月1日（月） 【実施済】
2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付終了	2027年4月以降を期日とする手形・小切手等は、支払呈示期間中に支払金融機関にご呈示ください。	2024年7月1日（月） 【実施済】
「当座勘定払戻請求書」の取扱開始	当座預金からの払戻しに際して、当座勘定入金通帳と共にご提示ください。	2025年4月1日（火） 【実施済】
手形帳・小切手帳の発行終了	発行受付終了時点でお持ちの手形・小切手は、同日以降も引き続きご利用いただけます。 また、当座預金からの払戻しには、「当座勘定払戻請求書」をご利用ください。	発行受付終了日 2026年3月31日（火）
山梨中銀署名鑑サービスの取扱終了	手形帳・小切手帳の発行終了に伴い、署名鑑サービスを終了します。	2026年3月31日（火）
手形・小切手の最終振出期限の設定	最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手等は決済できません。	最終振出日 2026年9月30日（水）

他行および当行を支払地とする手形・小切手等の入金扱いおよび代金取立の受付終了	終了日以降、手形・小切手を受け取った場合は、振出銀行や振出人等に決済方法を相談する必要があります。	・他行を支払地とする手形等の入金・代金取立受付終了日：2026年9月30日（水） ・当行を支払地とする手形等の入金・代金取立受付終了日：2027年3月31日（水）
同一店舗内の窓口入金手数料の導入	同一店舗内で支払呈示している手形・小切手（自己振出小切手を除く）は、手数料をいただきます。	取扱開始日 2026年10月1日（木） 手数料金額：550円（税込）
商業手形割引の取扱終了	2026年9月30日以前に振り出され、かつ2027年3月31日までを期日とする手形は割引可能です。	2027年3月31日（水）

＜お客さまからのお問い合わせ先＞

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電話】0120-201862（照会コード：9）

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）

以上